

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和4年11月2日（水）17:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D会議室
- 対応：山中委員長

<質疑応答>

○司会 それでは、御案内していた時刻になりましたので、ただいまから11月2日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問をお願いいたします。質問のある方は手を挙げてください。

エンドウさん。

○記者 共同通信のエンドウです。お疲れさまです。

今日の委員会の議題1についてお伺いします。まず今日の示された案では、30年以降で、10年を超えない期間ごとに高経年の評価をして、認可をするという内容だったと思いますが、これは、今の40年認可の制度から比べて、そもそものところで変わらないのか、厳しくなるのか。それとも若干易しくなるのか、どちらでしょうか。

○山中委員長 私の認識から申し上げますと、30年以降、10年置きに認可をするという制度が導入するという方針が提示をされまして。これについては、委員の間で共通認識ができたかなというふうに考えております。この制度については、現行制度よりもはるかに厳しい高経年化した原子炉に対する規制であるという認識で私自身はおります。

○記者 厳しくした理由というのは、どういったところにあるんでしょう。

○山中委員長 やはり今後、運転期間については変更される可能性がございますので、それについて、きちっと規制をかけていくということが我々の責務かと思っておりますので、それについてはきちっとした安全規制が、実行可能な基準を制度設計する必要があると思って、今日の議論をさせていただいた次第です。

○記者 委員長が今回の件で捉えていらっしゃる、その厳しくなったところのポイントというのはどんなところがございますか。

○山中委員長 まず、これまでも30年以降、様々な形で規制はされていたのですが、二段構えの規制でございまして、今日、事務局（原子力規制庁）のほうからは、ソフト、ハードという表現があったかと思うのですが、実は10年置きに評価されているのは、保安規定の認可でございまして。どちらかといいますと長期に対する保全の方針等を見るというのが、いわゆるそちらの対応でございまして。

むしろ、それはいわゆる下位の規定でございまして、むしろソフト面を見る。ただし、高経年化した原子炉の様々な物理的なデータについては御提示をいただいておりますけれども、直接、それを審査をしているわけではない。むしろ40年来たときに運転延長の

認可制度がそこで1回申請がなされるわけですが、そこで初めて様々な検査データを直接審査をするという、そういう形を今取っておりますけれども、それをどのような項目について、評価をしていくかというのは、今後の議論かと思っております。いわゆる認可制度を10年ごとに取り入れて、30年からずっと評価をしていく。

今日の提案では、最長10年の期間で申請があったものについて、基準に適合しているかどうかを審査していきましょう。適合していれば、認可をしましょうという、そういう制度でありますので。やはり、これまでよりははるかに厳しい規制制度になっているという認識でございます。

○記者 あと、もう1点、今日、委員会の中で杉山委員から経年化が進んだ炉ほど、合格しにくいメカニズムを入れるべきであると、導入すべきだというような御意見がありました。これに関して、委員長としてはどのようにお考えでしょうか。

○山中委員長 高経年化した原子炉の中で見ていかないといけない性質の中でこれまでお話をさせていただいておりますけれども、一つが物理的な性質、もう一つが非物理的な性質、設計の古さという表現を私も使わせていただいておりますけれども。それをいかに見ていくかということ、審査の中で見ていくかということでございますけれども、やはり年がたてばたつほど、その設計の古さというのは、当然、設計当初よりは時がたちますので、当然、いろんな観点から難しさは出てくるだろう。

例えば、一番端的に申しますと、新規制基準が導入されたとき、これは少なくともいろんな設計の古さをそこに、判断の中に取り入れて、それにいわゆる適合しなければ、許可をしないという、そういう制度を導入しましたけれども、いわゆる、それが端的な一番の一例かなというふうに思います。

したがって、それが年齢がたてばたつほど困難さは増すだろうし、当然、その様々な新しい知見というのはバックフィットでかかってきますので、困難さは年齢がたてばたつほど増していくというのが想像していただければと思うのですけど。

○記者 ちょっと抽象的な質問になりますけれども、今までよりも60年に、その事業者側、原発を所有する事業者側としては、長期に運転しにくくなっているような気もしますが、その点、いかがですか。

○山中委員長 最初に申し上げましたように、より厳しい評価制度になっておりますので、確かに、たてばたつほど事業者としては、立証するのが難しくなっているだろうなというふうには想像いたします。

○記者 あと1点、最初、今日の委員会で委員長から冒頭もありましたけれども、なぜ今、この議論を年末までに合わせるような形でという部分に関しては、ちょっと疑問を抱くような声もあります。これに関して、どのように反論されますでしょうか。

○山中委員長 まず、今日、大前提を委員の間で共通認識を得て、確認をさせていただいたところですが、あくまでも、その運転期間については、我々、意見を申し上げることができないというのは、もうこれ既に2年前に委員会で決定した事項でございます。

そこに何か変化がもたらされる可能性があります。そういう理解でおりますので、委員の間でも、それは共通認識が得られたと思いますし、その変化に対して、我々は、規制に抜けがないように、高経年化した原子炉の安全規制に滞りが出ないような制度設計を準備しておくという、そういう対応を取らせていただいたというのが、今日の委員の間での大前提の共通認識でございます。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ある方、いらっしゃいますか。

ヨシダさん。

○記者 毎日新聞のヨシダです。よろしくお願いします。

私も議題1について、伺います。先ほど、以前の制度よりもはるかに厳しくなるということをおっしゃってましたけども、それを今後政令とか規則の中でいろいろと細かいところは見ていくと思うのですが、特に厳しさを変えないというか、厳しくする点において、こういったところはちょっと注視して見ていきたいというようなところがあれば、お願いします。

○山中委員長 まず、最も事業者が立証していく上で難しくなったというのは、やはり認可制度を10年ごと、あるいは最長10年という期間を設けて、30年以降、ずっとするということは、かなり事業者にとっては立証困難なところになるのかなというふうに思います。

また、これから委員の間で議論しないといけないのは、例えば、物理的な性質として、どういうものを取り上げていくのか。あるいは、どういう時期にどういうものを評価していったらいいのかというところは、具体的には、これからの議論かなというふうに思いますけれども。これまで特別検査で見てきたような様々な物理的な性質は、当然、一定期間において、評価をしなければならない。例えば、圧力容器の中性子脆化ですとか、配管のいわゆる強度の話ですとかコンクリート、あるいはケーブル類、電気部品なんかの健全性評価、こういったものは基本的に評価をするだろうというのは想像できますし。

また一方、その非物理的な性質、設計の古さについてもどういう形で見えていくかということについては、これから委員の間で議論をして、恐らく、これについては、大枠は年末までに決めないとはいけませんけれども、どんなものをいつ見るかということについては、もう少し時間をかけて、じっくり議論をしていくことができるかなというふうに思っています。

○記者 具体的には、どれくらいの期間を想定されていますでしょうか。具体的なというか。

○山中委員長 議論の期間ですか。これからどういうアクションが起こって、我々、どういふふうに反応しないといけないかという対応にもよりますし、期間については、今、簡単にはお答えできませんけれども、そんな5年とか10年という話ではなくて、もっと

短い年単位の期間で、恐らく議論は終結させる必要があるかと思えます。

○記者 あと30年目に今回の認可制度のようなもの、盛り込まれることになると、現在、新規制基準の適合性審査を受けている炉で、まだ合格してないものがあると思うのですが、そういった物によっては、さらに追加で認可を取る必要が出て、再稼働時期への影響なんかも考えられると思えますけれども、それについては、どのようにお考えでしょうか。

○山中委員長 今日、新規制基準適合炉については、基本的な考え方については、委員の間で共通認識ができたと思っております。

一方、事務方に宿題を出して、16日に議論を具体的にすることになるかと思えますけれども、未適合炉については、16日に詳細議論を詰めていくことになるかと思えますし。私も16日まで、どういう提案がなされるのかということについては、じっくり考えさせていただきたいというふうに思っています。

○記者 例えば、泊とか1、2号機であれば、ちょうど30年を超える。そうすると、その新規制基準に適合した後、さらに、これも適合、その新たな認可制度、30年超の認可制度も適合しなければならないとなると、審査期間、伸びる可能性とかもあるのかなというふうに思いますが、その辺はどうですか。

○山中委員長 恐らく、それも未適合炉について、申請中の炉も含めて、今後、どういう制度設計にするのかというのは、16日に議論をすることになるかと思えますので、それまで少しお待ちいただければというふうに思えます。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ありますか。

ヤマノさん。

○記者 朝日新聞のヤマノと申します。

老朽原発の審査で、10年超えない期間ごとに見ていくというようなことなのですが、いわゆる運転期間の上限が撤廃された場合に、60年とか70年とか、そういった原発についても適用されることになるのかと思うのですが、そういった面でも、この審査を通過していれば安全というような、そういった制度にこれからしていくというふうなお考えなのでしょうか。

○山中委員長 もちろん、100%安全というのは原子力では存在いたしませんけれども、少なくとも高経年化に対して、今行っている評価を、運転期間がどういうふうな期間が設定されようとも、基準に適合していれば、同じような適合性の安全規制が適用されたという、そういうふうな認識を持っていただければいいかと思えます。

○記者 そういった中で、今日お話にもありましたが、高経年化していくと技術的な立証が難しくなっていくというお話があったかと思うのですが、やはりそういう意味では、現実的には、なかなかそういった60年超えとか、70年超えというところに、審査の結果、

合格するというのが、やはり相当困難であるというような御認識というのはお持ちなのでしょうか。

○山中委員長 物理的な性質だけ見ても、立証はかなり、年数がたてばたつほど困難になっていくと思いますし、設計の古さを一つ取ってみても、例えば新規制基準適合性、これに申請できた炉というのがどれぐらいあったかというのを考えていただくと、そういう設計の古さを加味して、様々なバックフィットをかけられれば、当然、その年齢を経た原子力発電所というのは申請しづらくなりますし、申請しても合格できるかどうかというのは、かなり立証としては難しくなるというのは私の認識でございます。

○記者 ありがとうございます。

もう1点、いわゆる経産省、資源エネルギー庁側との意見交換と申しますか、そういった形のことで、今日の御議論というのはどういう形でお伝えになるのでしょうか。

○山中委員長 特に委員会として何かお伝えしなければならないということはございませんし、あるいはまた、来ていただいて意見をいただくという、そういうことも現時点では考えておりません。基本的な大枠については規制委員会の中でも恐らく議論は閉じた形で、今後進めていけるのではないかなというふうに思っております。もちろん、その事務方が情報交換されるとか、あるいは意見交換されるというのはあり得る話ですので、それについては、情報については公開をさせていただいて、皆さんに提示できるように事務方にはお願いしているところです。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに質問ありますか。

マスイさん。

○記者 東京新聞のマスイです。よろしくお願いします。

冒頭で、現行の規制よりはるかに厳しい規制になるだろうというお話だったのですが、規制が緩まないと言える何か一番の根拠というものを教えてください。

○山中委員長 基本的に、まず、その事業者から最高10年の期間を経て、30年以降10年ごとに申請を受けて、基準に適合していれば認可をするという、そういう制度を導入したということが、まず高経年化した原子炉に対する安全規制としてはかなりしっかりしたものがこれから出来上がるのではないかなというふうに思っております。

○記者 10年ごとというのは、これまで保安規定は見てきたので、そのハード面の検査ができるようになったというところが大きいという意味でしょうか。

○山中委員長 ソフト、ハード、両面で10年ごとに行われる審査をしていく、事業者はそれを立証していくという、そういうハードルが課されるという意味で、高経年化した原子炉の安全規制が決して緩むことはないというふうに私自身は考えております。

○記者 現在では40年、運転40年を超えようとする場合は特別点検という義務を課していますけれども、この特別点検は、今後どういうふうになるのでしょうか。

- 山中委員長 恐らく見る、いわゆる性質を、いつの時期に見ていくかということについては、変更ある可能性はありますけども、少なくとも、その項目が落ちてしまうということは決してありませんので、その点については、どういう時期にどういうものを見ていくかということのをこれから委員の間でも議論していきたいというふうに思っています。
- 記者 原子炉の構造の詳しい人に聞いたら、その特別点検は、コンクリートを抜いてきたりするので、そんな、今までのように1回だけではなくて、10年ごとに何回もというふうなのは難しいのではないかという話もあったのですが、実際のところどうなのでしょう。
- 山中委員長 細かな規制のルールについてはこれからの議論だと思いますけども、少なくともコンクリートについても、何年か置きに、やはりコアを抜いていただいて試験をするということは、これからも継続して実施するのは間違いないというふうに考えております。
- 記者 やはり素人からすると、長く使えば使うほど安全性が心配だなというふうに思うところもあるのですが、例えば美浜原発2号機だったら、その点検漏れした2次系配管から温水が漏れたとか、点検漏れのリスクも年数がたてばたつほど上がるのではないかと思いますので、委員長はどのようにお考えでしょうか。
- 山中委員長 少なくともそういうことがないように、検査についても新しい検査制度を導入しておりますし、今後、その高経年化に対する規制についても抜けがないようにきちんとルールづくりをしていきたいと思っております。特にその大枠については、今日、委員の間で共通認識ができたかと思うのですが、今後、細かな、いわゆる何をいつ見ていくのか、あるいはどういう項目を追加するのかということについては、今後の議論を詳細にしていきたいというふうに思っております。
- 記者 海外では既に運転60年、80年、認可した原発もあると思うのですが、日本もそういう可能性が出てきたというところで、日本は地震が多いから、ほかの国よりやはりハザードリスクは高く、海外の事例も参考にされると思うのですが、日本ならではの老朽原発に気をつけなければいけないところはどこかとお考えでしょうか。
- 山中委員長 御指摘のとおり、日本特有の自然災害、地震、津波、火山等の影響というのは、当然、高経年化した原子炉の評価にも考慮を入れないといけないところだと思いますし、そこについては慎重に、どういう項目をいつ見ていくのか、あるいは基準としてどういう基準を設けるのかというのはきちんと議論をしていきたいというふうに考えています。
- 記者 ありがとうございます。
- 司会 ほかに御質問ありますか。

マツオさん。

○記者 読売のマツオと申します。お世話になります。

私も議題1についてお伺いをしたいのですが、今回示された案では10年を超えない期間ごとに規制委が認可をしていくというもので、つまり認可を出さなければ次の10年は運転できないという設計、制度設計になっていると理解しております。つまり、これは、規制委は、運転期間の上限が撤廃された場合に、規制委はこれまでその1回のみ運転延長の審査を行うという機関でしたけれども、これが、安全上、運転期間の終わりを審査する機関になるとも捉えられると思うのですが、この辺りのそれは困難さを伴うのではないかなというふうに拝見していましたが、この辺りの御見解をお聞かせください。

○山中委員長 御指摘のとおりかと思えます。いわゆる基準に適合していなければ認可はできない。つまりその時点で運転をおやめいただくという、そういうルールにつくり変えようとしておりますので、御認識のとおりかと思えますし、当然その申請が出てきて、基準を満たすかどうかということ立証するのは事業者の責任ですし、我々はその基準をきっちりつくって、その審査をしていくというのが我々の務めだと思っております。

○記者 延長を審査することよりも、終わりを審査することのほうが難しい、つまり、その判断には様々な責任というか、影響を伴いますので、難しいのではないかなと思ったのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○山中委員長 そこについては、原子力規制委員会に何のちゅうちょもないと考えておりますし、規制庁の職員も基準を満たさないものは不合格という判定を下すということに何のちゅうちょもないと考えています。委員会としても、そういうルールを、今日、皆さんの間で共通認識が得られたというふうに思っておりますので、許可、認可できないということは、すなわちそこで原子炉の停止を命じるという、そういうことと同義ですので、御認識どおりかと思えます。

○司会 ほかに御質問ありますか。

ハセガワさん。

○記者 NHKのハセガワです。

今の質問に関連して、やはり原発の運転期間が決まっていた中での審査と、本当にいつまで動かすかというところが見えない中での審査というところで行くと、やはり規制委員会としての責任というのは増しているのではないかと。結局、どこまで動かすかというところを決断、判断するという、そこが求められているというところで行くと、その責任についてはどうお考えですか。

○山中委員長 我々は、これから大枠議論をまずしていく必要があるかと思えます。まず、いつこの評価を開始するのか、それから、どういう期間の間で認可制度を設けるの

かという、そこについては重大な決断だろうと思いますし、また、それが本当に安全規制上、十分なものであるかどうかというのは、これから詳細な、いつ何を見ていくかということを議論する中で、きちんと我々は決めないといけないことであると思っておりますし、それについては極めて重要な、これから委員会は判断を下していくことになるかと思えます。

○記者 その上で、委員長が以前からおっしゃっていた、年数を経るごとにそのデータの採取が困難になって、不確かさも増してくるといふ、その中での判断という、そういう意味で本当にもう難しい、不確かなデータを基に動かすか動かさないかを判断するといふ、そこがより厳しくなっていくのではないかなと思うのですが、その辺りどうなのでしょう。

○山中委員長 基準に適合しているかどうかというのは、事業者が立証する責任がございます。そこについては事業者の責任でありますけれども、基準を我々はきちんと設ける必要があるのです、そこについては本当にきちんとこれから議論をしていかないといけないところかと思えます。

○司会 ほかに御質問ありますか。

1回目の御質問の方、よろしいでしょうか。

それではエンドウさんで終わりにしたいと思います。エンドウさん、お願いします。

○記者 共同通信のエンドウです。

度々すみません。先ほどのちょっと確認なのですが、ちょっと特別点検は今後の議論になってこようかと思えますけれども、これ、現段階の想定として、大きな流れとして、杉山委員からも先ほどの委員会で発言がありましたけど、30年から、要は段階的にその特別点検をやるならば、その内容を徐々に、例えば項目を増やすとか、あとは評価内容を厳しくするとか、そういった流れというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○山中委員長 それはこれからの議論かと思えますけれども、一つそういう項目を徐々に増やしていく、あるいは、どういう、例えば20年ごとにやらないといけない項目とか、10年ごとにやらないといけない項目というのを精査していく必要はあるかと思えます。ただ、特別点検でやっている何か項目が抜けるということは、ちょっと考え、私自身は考えにくいところです。

○記者 逆に言うと、最初のところで委員長から御発言がありました、かなり厳しくなるというところは、30年に関しても、今40年目に向けてやっている特別点検と同じようなことを求めるという理解でよろしいのですか。

○山中委員長 当然、その30年目で、今どんな性質を持っていますかというのは当然チェックはするわけですが、当然、40年、仮に10年という設定をすれば、10年後にどうなりますかというのもちろんと事業者に立証していただく必要がありますし、我々は、例えば40年だったらどういう基準を満たさないといけないかというのは事前に我々考

えておかないといけませんので、そこはもう不確かさも含めて、そういう基準設定と、事業者はそれに対して立証する責任があるというふうに考えています。

○記者 いずれにしても、その現行の特別検査よりは緩くなることはないということですか。

○山中委員長 そのとおりです。各年限ごとに全部特別検査と同じことをするかというのは、これはこれからの議論だと思いますけれども、これは項目が抜け落ちる、どこかで抜け落ちてしまうということは決してないと思います。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 よろしいでしょうか。

それでは、本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—